

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員として町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
3月3日、4日、7日、8日、9日の5日間、令和4年度予算特別委員会を開催し、熱心に御審議をいただきました。
10日には教育総務課から追加説明を受け、14日には現地調査を行っていただきました。
また、10日には第1常任委員会を開催し、委員会付託議案の審査、委員会採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。
監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（杉山広充君） 日程第1、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第6号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第2、議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 期末手当で平均どのくらいの額が減るのか、また、総額が一番低い職員の方はどれくらいになるのか、給与が30万くらいの職員で4人家族の場合は総額は幾らくらいになるのか、お知らせください。

それから、公務員の期末手当が下がることで、どのような影響、波及効果があると考えられますか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

4点ほど御質問があったかと思いますが、まず、最初の平均の減額額でございます。支給月数の改定によりまして、一般職員の平均額としては年額で2万5,000円ほど減るといった形になろうかと思えます。また、条例改正の中にあります特例措置6月分において、さらに減額する、昨年分を合わせて減額するといった形でございますが、その分においては、およそ5万円弱の金額になります。したがって、合わせて7万5,000円ほどの金額が、職員においては年間で減額になるというところでございます。

また、2点目の最も給与の少ない職員についてはということですが、小さい職場ですので、余り細かく言うと誰の給料か分かってしまいますので、申し訳ございませんが、およそ18万円ちょっとの額が支給をされておりますが、特例措置が適用される6月分の支給額としましては16万円強の額になります。2万円ほど減額となります。また、改定前の減額分からしますと、1万円ちょっとが減額となるような計算になります。

3点目の給与30万円ほど、4人家族という形の、いわゆるシミュレーション想定の場合でございますが、奥さんと子供さんが2人という家族構成で本人は役職加算がない、一般職員といった形でシミュレーションをさせていただきました。奥さん、子供もいわゆる扶養といった形のシミュレーションでございますが、その場合の支給額、基本としては40万弱の支給があります。特例措置が適用される6月としましては16万円ほどになりますので、2万円ほどの減額となります。改定前としては、20万程の金額があったわけですので、1万円ちょっとという形の減額となります。

また、最後の影響とか波及効果であります。今回の改定は国家公務員法の改正に伴って、地方公務員は国家公務員に準ずるという形の中の改定でございます。そもそも人事院勧告が、

国家公務員の期末手当と民間の期末手当の差額を埋めると、その格差是正を図るという目的のものでございますので、今回の改正によって、当町においてもその格差是正を図れるというふうに考えております。一方、いろんな面で心配される職員のモチベーション等々につきましては、地方公務員としての自覚を持って臨むよう、今後も指導してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私はただいま議題となっております議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から討論します。

当局から提案されている案文によれば、職員の給与のうち期末手当の額を昨年夏の人事院勧告にしたがって年間0.15か月減額するのが主な内容です。これを月収30万円の職員に当てはめると、単純計算で5万円強の減額になりますが、これは行政の最前線において、町民向けのサービスの実施に日夜努力して勤めている町職員の暮らしを大きく脅かすものと言わざるを得ません。

そもそも職員給与は、職員が提供する労働の対価として、一人一人の職員が明日もまた来年も心身ともに健康を保ち、町民へのサービスの実施に心置きなく取り組み、日々研さんを積んでより高いレベルの庶務能力を身につけ、町民のニーズに、よりの確に応えられるようにできる水準が求められています。町職員の給与水準が町、地域の平均に比べ決して低すぎるといわけではないとしても、それをもって人事院勧告を受け、横並びに引き下げることが正当化されるものではありません。

町長は常々、子育てしやすい町をつくるとの信念を述べておられます。そのための施策の中身としては様々あり得ると思いますが、この大前提として、人間らしく暮らすことができ、結婚も子育ても不安なく、できるだけ収入をとりわけ若い世代に保障することがぜひとも必要ではないでしょうか。

物事は隗より始めよと言われるとおり、まずは町長御自身の下で雇用されている町職員にこうした待遇を保障することが、公約を果たされる第一歩ではないでしょうか。にも関わらず、ただでさえ周辺地域のそれに比べて見劣りする職員給与をさらに引き下げることが内容とする今回の改定案は、町長の公約とも相入れないものではないでしょうか。

こうした原則論というべき問題と併せて、昨今の経済情勢はこれまでも増して厳しさを加えています。原油価格の歴史的な高騰を受け、ガソリン、灯油、電気、ガスといったエネ

ルギー価格の異常なほどの値上がり、私たちの暮らしを甚だしく脅かしています。気候変動などによる食糧価格のもともとの上昇傾向に輪をかける形で、ロシア、ウクライナへの侵攻が小麦粉、食用油、その他穀類等価格の高騰と、それに伴って魚や肉などまで、生きていく上では欠かせない物資の激しい値上がりとなっています。

文字どおり住民サービスの最前線で働いている町職員の、思い切った待遇改善が求められています。人事院勧告を機械的に適用し、事実上、待遇切下げを行うようなことは許せません。本案に対して、私はきっぱりと反対の意思を示す必要があるということで、この本案に対して反対の討論とします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

私は議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この条例は令和3年8月10日の人事院勧告を受けての改正で、勧告の趣旨は民間のボーナスの支給割合との均衡を図る必要があるというものです。民間給与との比較は、約1万1,800民間事業所の約45万人の個別給与を調査して行っております。今回、ボーナスは昨年8月から本年7月までの給与支給割合と公務員の年間支給月数を比較し、その結果、民間は4.32月であったため、公務員は4.45月から4.3月に下がったというものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、民間企業のボーナスが大きく下がったことも要因と思われることから、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成します。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第8号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ちょっと質問します。

一般職員に比べて、給与自体が大幅に少ない会計年度任用職員の期末手当まで下げることがどう考えているのか、知らせてください。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議案上程の際の全員協議会でも御説明させていただきましたが、本規定につきましては、先ほど可決いただきました川根本町職員の給与条例に準じて支給するという形になっております。したがって、会計年度任用職員についても同様の形とさせていただきますというものでございます。

ただ、その際も説明はさせていただきましたが、会計年度任用職員においては、雇用形態が一般職員と異なるということも踏まえて、特例条項については適用をしないという形の対応をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第9号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第10号 川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第11号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第7、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第12号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を
改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第13号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 本条例の条例改正の目的と期待される効果を伺います。

3つありますので、2つ目が今般の改正で技術手当と特別警戒手当の項目が廃止となった理由を伺います。

3つ目は、分団交付金は団体、団員詰所等維持管理費以外にも分団の運営目的の費用であれば、交付されるか。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

1つ目の、条例改正の目的と期待される効果につきましては、全協の際にも説明させていただきましたが、うまく伝わらなかった点については私の説明がよくなかったと反省をしております。申し訳ございません。それでは、今質問ありました目的と期待される効果でございますが、全国的に消防団員が減少する傾向にあることは御存じのとおりかと思えます。直近2年間では、全国では毎年1万人以上の団員が減少している状況でございます。言い換えれば危機的な状況に、消防団の状況は全国的にあるということが言えると思えます。

このような状況を踏まえまして、国においては令和3年4月に消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告をまとめまして、非常勤消防団員の報酬等の基準等を定め、地方公共団体に消防団員の処遇改善等について積極的な取組を行うよう依頼がありました。

消防団員につきましては、崇高なボランティア精神と郷土愛精神に基づき、活動していただいているわけではあります。一方では団員や団員のその御家族等から、その苦労に見合うだけの適切な報酬が支払われていないのではないかとというような御意見も、全国的には多々出ております。それらの意見を踏まえて、当町においても今回の改正では、消防団員の報酬を引き上げることで消防団員の処遇を改善し、団員本人の士気向上と消防団活動に対する御家族等の御理解を得るために、必要な措置として不可欠なものであると考えまして、本改正を行うものでございます。今後はこの改正に基づきまして、当町の限られた消防団員の団員候補の人材の、より一層の確保に向けて、つながっていければというふうに期待をするところでございます。以上が目的と効果でございます。

2点目の、技術手当と特別警戒手当の廃止についてでございますが、これまでの消防団員への手当につきましては、消防団員の活動に対する手当という考えの下に支給をさせていただいており、技術手当や特別警戒手当については、消防団としての管理する消防車両や特殊消防ポンプなどの資機材の管理や、火災予防運動などの啓蒙活動に対する特別手当として消防団に支払っておりました。しかしながら、今回、直接、団員に団員報酬という形でお支払いをするように改めることと併せ、先ほど申し上げましたとおり、消防団員の報酬を引き上げることとなります。それに伴いまして、消防団員として災害等への即応体制を取るために必要な作業や、消防団員として身分を持つことに伴う日常的な活動、車両や消防ポンプの維持管理や火災予防活動は、消防団員報酬そのものに含まれるというふうな考え方から、技術手当、特別警戒手当については廃止をさせていただいたものであります。また、火災や風水害等の災害時の出動や訓練などへの参加に対する報酬につきましても、国が示す基準額まで引き上げするような改正をしております。

3点目の御質問の、分団交付金についてでございます。本来、消防団員個人に直接支払うべきであった報酬や災害時の報酬が、消防団を運営するために必要な装備品、被服、施設等

の維持管理費などについては、明確に区分する必要があると考えております。これらの必要な経費については、非常備消防の予算の中で該当する費目の中で予算措置をしております。今回、団員報酬の引き上げ、報酬を個人への支給とするに当たり、消防団詰所の維持管理費については、消防団交付金として予算措置をさせていただくものであります。今後、消防団の活動実態に応じて、消防団詰所の維持管理経費以外に必要な経費があるとするならば、適切に予算措置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 御丁寧な御回答ありがとうございました、3つとも。

3つ目の、分団の運営費というところで、例えばこんなことも今後あるかなというのをちょっと伺いたいと思いました。入団促進ですとか、そういった広報に係る経費なども、今後そういったことも予測されるということで、理解してよろしいですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 具体的に直接的な経費の必要性があるものであるならば、必要な予算を講じるべきだと考えますけれども、いわゆる勧誘とかという形の部分については、具体的な経費が明らかになってきた段階で判断したいと思います。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第14号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第15号 町道路線の廃止について

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第15号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、町道路線の廃止については原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第17号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長(杉山広充君) 日程第12、議案第17号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

駿遠学園の規約の変更で、地域療育支援センターの業務が削除ということで、当町への影響はありませんか。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 駿遠学園で実施をしておりました地域療育支援センターにつきましては、県からの受託事業ということで行っておりました。この事業の廃止に伴い、当町における療育に関するサポート、そういったことについては個別対応、そういったことで賄っていくということでありますので、特に影響はございません。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、駿遠学園管理組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第18号 令和3年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)

○議長(杉山広充君) 日程第13、議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

臨時特別給付金のことですけれども、扶養されているために、もらえない非課税世帯がどれくらいあるのでしょうか。教えてください。

また、どういうふうを考えるのか、お知らせください。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、この事業執行において、令和4年2月14日に住民税非課税世帯に対しまして、支給要件の確認書というものを送付しております。その確認書の中に、世帯の全員がほかの親族などの扶養になっていないことを確認する欄がございます。町としましては、この確認書の確認欄、これで判断をしているという形です。

現在、その確認書の受付の作業をしておりますので、現時点でどうなっているか、給付の対象にならなかった世帯ということは、現時点の数字でありますけれども、お示いたしますと、7世帯でございます。

少し現状を御案内しますれば、確認書を送付した世帯数、これが766世帯、それから転入、この方にも申請書というのを送付してございます。これが61世帯であります。この転入者につきましては、前住所地の情報がございませんものですから、基準日までの転入者に対して申請書を御案内しているという形であります。

この事業につきましては、国の制度設計、それから国が示した事務処理の要領、これに基づいて事業を執り行っているということでございますので、事業の内容に関しましては、町の考えを挟む余地はないと、このように考えております。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第19号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第20号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第21号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第16、議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子。

いやしの里の診療日が10月から火曜日が休診となっておりますが、清水先生の負担が大きくなっているんじゃないかなと思うんですけども、来年度は何か清水先生続けてやってくださるということですけども、今後の医師の確保の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ありがとうございます。

私も皆さんに都度お話ししていることは、やはり昨年就任して以来、国への陳情等忙しく、

コロナもなかったものですから、その後、やはり診療所のことはずっと気にかけておりました、私自身も先生に何回かお会いしながら、今努めているところでして、もちろん町内の診療所の先生方にもいろんなお話、昨晚も大下先生のところに行ったり、やはり医療に関すること、地域住民の安心・安全を守ること、それは私としての務めだと思っております。

御存じのように、いやしの里診療所は静岡県立総合病院との医療連携、これによって医師の確保しています。清水先生も、もう10年ほどここでのお勤めいただいて、本当に私自身も感謝しているところであります、清水先生や医療派遣の事業をつかさどっている県健康福祉部、副所長にも足しげく運んでいただいたり、今はそういう状況の中で、引き続きの医師派遣に関する継続を協議をしている最中です。当然、先ほど申しましたけれども現在の患者の方々、そして地域、町民の安全を守ることが私の務めでもありますので、そのようにできるよう精一杯の回答は努力をしている最中であります。

現在の状況については、担当課長から回答させます。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 大竹議員の御発言のとおり、いやしの里診療所は10月から火曜日を休診としてございます。このことから補正予算で事業費を減額しているということでございます。

患者数の関係ですけれども、疾患の状況から、その日ごとの患者数というのは上下がございます。ですので、月別の患者数で少し見てみますと、令和2年度は火曜日の診療がありましたので、令和2年の例えば10月と令和3年10月、これを比較しますと、10月は74%、11月が96%、12月が88%、1月が85%、2月が79%となっております。月別で見ますと1日減少していますので、その減少の割合に比べて患者数は下がっていないということでございます。

日によって多い少ない、ありますけれども、相当数の患者を診ている日がございます。清水所長を中心に看護師、事務員、それから役場の担当職員も含めて、力を合わせて診療に当たっているというふうに承知をしております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出について

○議長(杉山広充君) 日程第17、発議第1号、ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出については原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は3月24日午前9時に開会し、一般質問を行います。

また、第1常任委員会並びに予算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時55分